羽村市でのロケ撮影における
ガイドライン

～ロケ撮影隊の皆さんへ～

羽村市　令和５年４月

はじめに

現在、東京都内では、日常的に映画やテレビのロケーション撮影（ロケ撮影）が行われており、その数は年間数万件にのぼると言われています。それらのロケ撮影には、撮影関係者だけでなく、その地域の市民も協力をしています。優れた作品は、地域の理解と応援によって作り出されると言ってもよいでしょう。

このような状況を踏まえ、羽村市では、ロケ撮影の円滑化を図るとともに、地域が不安なくロケ隊を受入れられるよう、「羽村市でのロケ撮影におけるガイドライン ～ロケ撮影隊の皆さんへ～」を作成しました。

ぜひ、制作者と地域の市民が互いに信頼関係を築きあげ、羽村市から魅力ある作品が生まれることを期待いたします。

平成 25 年 11 月

※このガイドブックは、東京都の「円滑なロケ撮影を推進する協議会」が作成した、「ロケ撮影隊のためのガイドライン」を参考に、羽村市が策定したものです。

目　　次

１ 対　　象 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３

２ 窓　　口 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３

３ 市内の主な公共施設 ・・・・・・・・・・・・・・・ ３

４ ロケ撮影の許可基準 ・・・・・・・・・・・・・・・ ５

５ 施設などの使用料 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ５

６ ロケ撮影までの流れ ・・・・・・・・・・・・・・・ ６

７ ロケ撮影の際に配慮してほしいこと ・・・・・・ ８

８ 事前の許可などが必要な事項 ・・・・・・・・・ ９

☆ 書式など ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

☆ 参考資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

(1) 東京ロケーションボックス

(2) 道路使用許可に関する法令

(3) 消防法に基づく許可申請

１ 対　　象

このガイドラインは、羽村市のフィルムコミッション推進活動において、市内でのロケーション撮影（ロケ撮影）を考えている映画やテレビドラマなどの映像作品制作者・マネジャー・ディレクター・写真家・映画や放送学科の学生など（制作者）を対象にしています。

２ 窓　　口

羽村市内でのロケ撮影に関するお問合せは下記までご連絡ください。

〒205-8601 羽村市緑ヶ丘 5-2-1
羽村市企画部
秘書広報課広報・シティプロモーション係
ＴＥＬ：042-555-1111 内線 336・337
ＦＡＸ：042-554-2921
E-Mail：s102020@city.hamura.tokyo.jp

３ 羽村市内の公共施設・名所など

◎羽村市役所

〒205-8601 羽村市緑ヶ丘 5-2-1

【施設概要】
ＲＣ造 5 階地下 1 階
【アクセス】
ＪＲ青梅線・羽村駅から徒歩約 15 分
【ロケ撮影実績】
フジテレビ系「クイズやさしいね」など

◎プリモホールゆとろぎ（生涯学習センター）

〒205-0003 羽村市緑ヶ丘 1-11-5

【施設概要】
ＳＲＣ造 5 階地下 1 階・大ホール（854 席）・小ホール（252 席）
【アクセス】
ＪＲ青梅線・羽村駅から徒歩約 10 分
【ロケ撮影実績】
ＴＢＳ系「グッドワイフ」・ＮＨＫ「ピュア！～一日アイドル署長の事件簿～」など

◎プリモライブラリーはむら（図書館）

〒205-0003 羽村市緑ヶ丘 2-11-2

【施設概要】
ＲＣ造 2 階地下 1 階・蔵書数 364,496 冊
【アクセス】
ＪＲ青梅線・羽村駅から徒歩約 10 分
【ロケ撮影実績】
映画「咲-Saki-阿知賀編 episode of side-A」・ＣＭスチール撮影など

◎ヒノトントンＺＯＯ（羽村市動物公園）

〒205-0012 羽村市羽 4122

【施設概要】
哺乳類 36 種・鳥類 53 種・爬虫類 9 種ほか
【アクセス】
ＪＲ青梅線・羽村駅から徒歩約 20 分
【ロケ撮影実績】
フジテレビ系「家族のうた」・日本テレビ系「天才！志村どうぶつ園」など

◎羽村市弓道場

〒205-0001 羽村市小作台 4-2-8

【施設概要】
鉄骨造平屋建・射場（5 人立）
【アクセス】
ＪＲ青梅線・小作駅から徒歩約 10 分
【ロケ撮影実績】
テレビ東京系「美の巨人たち」など

◎根搦（ねがら）み前水田（市内農家などの所有地です）

〒205-0015 羽村市羽中 4 丁目周辺

【施設概要】
市内唯一の水田地帯に稲の裏作として植栽される関東有数のチューリップ畑で有名
【アクセス】
ＪＲ青梅線・羽村駅から徒歩 20 分
【ロケ撮影実績】
テレビ東京系「いい旅夢気分」など

◎宮の下運動公園

〒205-0016 羽村市羽加美 4-875 先

【施設概要】
多摩川沿いにある市内最大のグラウンド
【アクセス】
ＪＲ青梅線・羽村駅から徒歩約 25 分
【ロケ撮影実績】
ＷＯＷＷＯＷ「マグマ」

◎玉川上水（東京都の所管です）

〒205-0024 羽村市玉川 1 丁目周辺

【施設概要】
江戸のまちへ飲料水や生活用水を供給するためにつくられた上水道
【アクセス】
ＪＲ青梅線・羽村駅から徒歩約 20 分
【ロケ撮影実績】
ＮＨＫ「小さな旅」など

◎羽村の堰（東京都の所管です）

〒205-0014 羽村市羽東 3-678 先

【施設概要】
玉川上水の取入口で、羽村市を代表する史跡のひとつ
【アクセス】
ＪＲ青梅線・羽村駅から徒歩約 20 分
【ロケ撮影実績】
テレビ朝日系「ちい散歩」など

４ ロケ撮影の許可基準

ロケ撮影は、事前に市と制作者とで協議した上で協力しますが、撮影の内容が以下の項目に該当すると市が判断した場合は、ロケ撮影を認めません。

公序良俗に反する内容
反社会的な内容
当市および行政に対するイメージを失墜させる内容
撮影時に危険行為や迷惑行為を伴う内容

5 施設などの使用料

ロケ撮影で使用した施設の使用料は、施設の条例に基づいてお支払いいただきます。

ただし、使用した施設が条例で料金を定めていない場合でも、光熱水費や人件費などの経費分を負担していただくことがあります。負担額については、撮影内容によって変動があるため、事前の調整の段階で協議して決定します。

⇒光熱水費…大型の照明器具などを施設のコンセントなどから使用した場合など

⇒人件費…夜間から深夜に及ぶ撮影で、立会いの職員やビル管理に要する経費がかかる場合など

6 ロケ撮影までの流れ

ロケ撮影に関する基本的な流れは次のとおりです。ロケ撮影の打診があってから撮影を許可するまでの期間は、原則としておおむね 2～3 週間です。

(1) 制作者からの問い合わせ（電話・来庁）

基本情報（事業所名・責任者・担当者名・連絡先・目的・撮影日時・場所・内容など）を伝えるとともに、企画書や台本などの資料を提出してください。

(2) ロケ撮影内容の確認・検討

次の視点で内容を確認します。

⇒話題性や市民の反響などが一定の大きさで見込めるか。

⇒エンドロールにクレジットの掲出は可能か。

⇒撮影風景などの写真を二次利用して羽村市のＰＲに活用できるか。

⇒公序良俗に反する映像作品ではないか。

⇒危険な撮影や羽村市のイメージダウンにつながる撮影にならないか。

(3) 施設所管課と協議

撮影日時や内容などを踏まえて、施設として実現可能かどうかを次の視点で確認します。

⇒撮影希望日時に撮影が可能か。

・施設の一般利用者の申込み状況などから、他の団体との重複利用がないか。

・同時刻に施設で行われるイベント状況などから、撮影によって市民の利用に悪影響が生じないか。

・早朝や深夜などに撮影する場合は、近隣住民などへの影響はないか。

⇒撮影希望場所での撮影が可能か。

・撮影方法に施設管理上の問題がないか。

・施設の業務に支障がある場所での撮影はないか。

・撮影によって市民の利用に支障が生じないか。

⇒撮影時に職員等が立ち会える状況であるか。

・撮影を行っている間は、突発的な変更への対応や、一般者とのトラブル・混

乱を回避するため、できる限り一人以上の職員等が立ち会うことが望ましいとしています。

・撮影が早朝から深夜に及ぶ可能性があることを考慮し、その場合でも立会いに応じることができるか検討する。

・施設所管課の職員なども立会いが必要か。

⇒撮影業者のスタッフに人的余裕があるか。

・交通整理、観客の整理などは制作者側が行う。

・施設側の職員が手伝わなければならないような事態が生じないか。

(4) 撮影協力の方針決定・回答

当該申出の撮影協力について、その可否の方向性を広報広聴課と施設所管課とで意思決定して制作者に回答します。撮影協力ができる場合は、制作者に撮影協力依頼書を渡して、提出を依頼します。

ロケ撮影希望日の二週間前までに依頼書を提出しなければ、撮影の最終許可は出せません。遵守事項をよく読んだ上で提出してください。また、責任者だけではなく、ロケ撮影にあたるすべての従事者に周知徹底してください。

なお、撮影が長期に及ぶ場合は、先のことは双方の協議によって決めていきます。

(5) 制作者から必要書類の提出

別紙の「ロケ撮影の際の遵守事項」を確認のうえ、「撮影協力依頼書」を提出してください。

(6) 撮影計画の調整

①より細かな撮影計画の確認

・日時・場所・人数（スタッフ含む）

・タイムスケジュール

②駐車場の確保

・バスや機材車の台数

・駐車場所の確認（路上駐車は厳禁）

③撮影スペースや控え室、トイレ、喫煙場所などの確認

④近隣、周辺住民への周知

・8:30～17:15 以外の時間帯に撮影を行う場合や、火薬・煙・大音量の演出がある場合は、必ず事前に周辺住民へ周知する。

・事前に周知しておかないと警察・消防に通報され、以降の撮影が認められなくなる可能性がある。

・著名な俳優が出演する場合は、見物客などで混乱が生じるおそれがあるので、周知の方法や交通整理員の体制を確認する。

⑤クレジット掲出の確認

⑥費用負担の取り決めを協議

⑦撮影風景写真などの二次利用の確認

(7) 撮影当日

原則として施設内でのロケ撮影には、市職員等一人以上が立ち会います。

(8) 撮影終了後

片付け状況や備品類の確認をします。料金が発生する場合は精算します。

(9)その他

ロケ弁当やエキストラの調整

・市内でロケ弁当を提供している事業者を紹介します。

・エキストラ募集の協力依頼がありましたら、SNS 等で発信します。

7 ロケ撮影の際に配慮してほしいこと

(1) 施設側への配慮

ロケ撮影に際しては、施設管理者が定めている許可条件を遵守し、施設側及び施設利用者への配慮をお願いします。

また、ロケ撮影の決定後にキャンセルする場合はもとより、ロケハンまではしたものの最終的に別の場所で撮影することになった場合でも、忘れずに連絡してください。連絡もなくキャンセルすることは、施設及び施設利用者に迷惑をかけることになります。

(2) 周辺住民などへの周知・環境への配慮

路上でのロケ撮影・大きな音を出す撮影・夜間に強い照明などを使用する撮影などによって周辺の住民に何らかの影響がある場合には、事前に（撮影の 1 週間前、少なくとも 3 日前までに）地域の市民・商店・企業などへ周知する必要があります。

特に、病院・幼稚園・保育園・学校などが近くにある場合は、入院患者や子どもたちの生活に影響が出ないよう十分配慮してください。

また、環境への配慮から、車両や発電機からの排出ガスをできる限り抑制するなど、環境対策にも注意を払ってください。

(3) 歩行者などへの配慮

公園内や歩道上での撮影の場合は、市土木課や福生警察署などが指導にあたりますが、特に公園の利用者や歩道の通行者などを妨害しないよう、迂回路の設置や交通整理要員の配置などが必要です。

(4) 駐車場の確保

ロケ撮影の場所を選ぶ場合、駐車場の確保は不可欠です。ロケバス・電源車など

を駐車できる場所が近くにあるか確認しなければなりません。もし、施設側に十分な駐車スペースがない場合には、近隣の駐車場を確保してください。違法駐車は、近隣住民の迷惑になりますので絶対にしないでください。

(5) 保険と責任

制作者は、ロケ撮影中の事故防止及び公共物や第三者の所有物・機器などに損害を与えないための予防措置を講じなければなりません。万一、建物・器物などを損壊した場合は、制作者に損害賠償の責任が発生しますので、誠意を持って対応してください。

また、このような場合に備え、損害賠償責任保険に加入することをお勧めします。施設管理者によっては、保険に加入していることを使用許可条件にしている場合もあります。

(6)肖像権

ロケ撮影の際に、施設などの一般利用者や通行人の肖像権を侵害しないよう十分に配慮してください。特に、一般の子どもを撮影する場合は、保護者の承諾が必要となる場合があります。子どもの撮影には十分注意してください。

(7) 著作権及び意匠権

市が所有する公共物には、ほとんどの場合、意匠権は発生しません。ただし、建造物・建築物のデザイン、公共の場に展示されている美術作品などには、著作権などが発生する場合がありますので、事前に市に問合せてください。

また、商店街や街並みを撮影する場合は、民間の施設やテナントの看板などが映像に写り込む場合があります。キャラクターやロゴマークは著作権や意匠権の保護対象になるケースがあります。

(8) 撮影終了後の清掃

ロケ撮影は、施設管理者や地域住民の理解と協力があってこそ成り立つものです。撮影終了後には、施設をきれいに清掃し、備品などを原状復帰したあと、立会者の確認を受けてください。

(9) クレジット表示

ロケ撮影に協力した施設などからクレジット掲出の依頼があった場合は、エンドロールなどに撮影協力として施設の名称などを掲出するようご協力をお願いします。

8 事前の許可などが必要な事項

(1) 道路上での撮影

道路や歩道などでロケ撮影を希望される場合には、所轄となる福生警察署に道路使用許可申請を行い、指導を受けてください。

◆福生警察署
〒197-0012 福生市加美平 3-25　ＴＥＬ：042-551-0110

(2) 特別な制服・車両などの使用

出演者が、特別な制服（警察・救急隊・消防士など）を着用する場合、混乱を防止するため、事前に施設管理者などに通知してください。

また、撮影で緊急業務に使われる制服や車両を使用する場合は、仮ナンバー登録や搬送方法について、所轄の福生警察署の許可を受けてください。撮影の時以外の保管や公道で運転する場合は、車体を覆ったりマークをテープなどで隠したりするなどの対応が必要になります。サイレンは撮影時のいかなる場合も音を出すことはできません。撮影時以外は点滅灯の電源を切り、覆いをしてください。

◆福生警察署
〒197-0012 福生市加美平 3-25　ＴＥＬ：042-551-0110

(3) スタント、特殊効果など

スタントや特殊効果（雨・雪効果など)、火薬の使用については､すべて関係法令や市民の健康と安全に配慮した上で、監督者や管理者などの指導のもとで行わなければなりません。

特に、騒音・ほこり・煙にさらされる全ての人に事前に警告・周知し、安全対策を実施しなければなりません。防護装置や防護服などが必要な場合もあります。爆破・炎上などの特殊効果の撮影許可は、所轄の福生消防署からの許可が必要です。

◆福生消防署羽村出張所
〒205-0002 羽村市栄町 2-21-9　ＴＥＬ：042-554-0119

銃器（模造品）を使った撮影をする場合は公安委員会の許可が必要です。また、周辺の住民にも周知してください。

◆福生警察署
〒197-0012 福生市加美平 3-25　ＴＥＬ：042-551-0110

(4) 道路標識・道路設備など

道路標識・道路照明などの取り外しや、ガードレールなどの構造物の形態を変える場合、その他撮影の内容によっては、道路使用許可とは別に、国・都・市など各道路管理者の許可が必要です。事前に各道路管理担当に確認してください。

【国道（16 号など）の占用に関すること】
◆国土交通省関東整備局　相武国道事務所八王子国道出張所
〒192-0906 八王子市北野町 558-5　ＴＥＬ：042-645-5562

【都道（奥多摩街道、新奥多摩街道など）の占用に関すること】
◆東京都建設局　西多摩建設事務所管理課
〒198-0042 青梅市東青梅 3-20-1　ＴＥＬ：0428-22-2517

【市道の占用に関すること】
◆羽村市まちづくり部土木課

〒205-0003 羽村市緑ヶ丘 5-2-1　ＴＥＬ：042-555-1111 内線 292

(5) 撮影機材など

照明電源や映像音声などのケーブルを敷設する場合には、テープで固定するなど安全に配置しなければなりません。歩道を横断してケーブルを配置しなければならない場合、ゴムマットで覆い、電光掲示、カラーコーン、蛍光テープなどで一見してすぐわかるようにしてください。

また、一般道路でカメラクレーンや空中作業台を使用する場合には、正確な位置決めや重量制限などについて福生警察署と協議するとともに、周辺を安全柵で覆い、表示をしなければなりません。夜間や視界が悪い場合には、回りに点滅灯を設置してください。

その他、照明・点滅灯・足場、組立構造物などを一般道路または歩道に設置する場合には、道路使用許可とは別に、国・都・市などの各道路管理者の許可が必要となります。

(6) 文化財への配慮

ロケ撮影で、指定文化財建造物や史跡指定地を使用する場合、本ガイドラインによる手続きのほかに、文化財保護法、東京都文化財保護条例、羽村市文化財保護条例に基づく手続きが必要になることがあります。これらの場所の使用にあたっては、具体的な撮影スケジュールを決定する前に市教育委員会と協議をしてください。

また、地面を掘る場合には、その場所が周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）かどうかを、具体的な撮影スケジュールを決定する前に確認してください。該当する場合、市教育委員会との事前協議と文化財保護法第 93 条に基づく届出が必要になります。

これらについて詳しくは、羽村市公式サイト内の「周知の埋蔵文化財の取り扱い」（https://www.city.hamura.tokyo.jp/0000002659.html）を参照ください。

なお、手続きにより提出書類に添付図面が必要な場合があります。手続きによっては、撮影の 2 週間より前に提出していただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

◆羽村市教育委員会生涯学習部生涯学習総務課

〒205-0003 羽村市緑ヶ丘 5-2-1　ＴＥＬ：042-555-1111 内線 352

☆ 書式など

令和　　年　　月　　日

撮　影　協　力　依　頼　書

撮影の概要は次のとおりです。別紙「遵守事項」を承諾したうえで協力を依頼します。

作品名・種類	作品名： 映画　テレビドラマ　ＣＭ　ＰＶ　スチール写真　その他（　　）
会社名	住　　所 会 社 名 代 表 者
担当者氏名・連絡先	フ リ ガ ナ 氏　　名 電話番号(携帯可) ｅ－ｍａｉｌ
現場責任者氏名・連絡先	フ リ ガ ナ 氏　　名 電話番号(携帯可)
撮影希望日時	令和　　年　　月　　日　　午前・午後　　時　　分　　から 令和　　年　　月　　日　　午前・午後　　時　　分　　まで ＊申請時間には、搬入・搬出の時間を含みます。
撮影希望場所 地図・写真を添付すること	
撮影参加人数	スタッフ　　人 出演者（エキストラ含む）　　人
主な撮影機材 大型撮影機材を搬入する場合は必ず記載すること	
車両台数	電源車（　　台）・ロケバス（　　台）・その他（　　台） 駐車場使用希望　　有り　・　無し
火気使用、道路使用等	火気使用（有・無）　・　道路使用（有・無）　・　道路占用（有・無）
添付資料 撮影シーンの内容がわかるように	企画書・台本・シナリオ・シノプス・絵コンテ・その他（　　）
損害保険加入の有無	加入している　・　加入していない
撮影風景を写真で撮ること	可（出演者・撮影風景）　・　否
クレジット掲載	可　・　否

施設管理者使用欄　　令和　年　　月　　日受付、Ｎｏ.　　担当

別　紙

羽　村　市

【ロケ撮影の際の遵守事項】

① 市との交渉に携わる担当者を選任し、連絡先を明確にしてください。

② 撮影時の進行及び施設の使用方法などについて、事前に市に説明を行うとともに十分な協議をしてください。その際、市から出された指示・条件については厳守してください。

③ ロケ撮影に係わる「使用許可申請書」や「公園内行為許可申請書」などの書類は、原則として撮影の 2 週間前までに提出してください。

④ 申請があった内容以外での施設使用や、申請者以外の制作会社・団体の使用は禁止しています。

⑤ 道路上での撮影は、所轄の警察署（福生警察署）の許可が必要です。また、歩行者や車両は迂回路へ誘導し、交通整理要員を配置して安全対策を行ってください。

⑥ 悪天候などやむを得ない事情以外には、撮影スケジュールはできるだけ変更しないようお願いします。変更が生じた場合は、速やかに担当者と協議してください。また、撮影をキャンセルする場合は、必ず担当者へ連絡してください。

⑦ 早朝・夜間（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分以外の時間帯）の撮影や、大音量・夜間の照明を伴う撮影などは、制作会社が責任を持って事前に周辺市民への説明と協力依頼を行ってください。

⑧ 撮影中の事故又はトラブルが発生した場合には、被害者の救護や被害の拡大防止など、必要な措置を講じるとともに、警察や消防、施設管理者に直ちに報告してください。

⑨ 撮影中のやむを得ない事故に備え、できる限り保険に加入してください。また、万一、人や動植物に危害を加えたり、建物や備品などを破損したりした場合は、速やかに市に報告し、その指示のもと責任を持って賠償をしてください。

（裏面に続く）

⑩ 撮影により発生したゴミや汚れは、撮影終了後直ちに清掃し、原状復帰してください。後片付けを怠った場合は、次回以降協力できないことがあります。

⑪ 一般来場者や通行人の肖像権を侵害しないよう、十分に配慮してください。

⑫ 撮影協力として、撮影成果物のクレジットに、市の指定する表示を入れてください。

⑬ その他、特別な対策を必要とする場合には、関係者と十分な調整を行ってください。

⑭ これらの遵守事項が守られない場合は、撮影の途中であっても撮影協力を取りやめる場合がありますので、十分注意してください。

【免責事項】

1　市は、撮影に関する相談や情報提供、施設使用の調整などの協力内容に関わる責任については、一切負わないものとします。

2　市が使用許可を取り消した場合について、それにより申請者に生じた損失は補償しないものとします。

【個人情報等の取扱いについて】

1　市は、撮影支援を目的として、撮影協力依頼書に記載した情報等（以下「個人情報等」）を収集、保有、利用します。

2　申請者は、撮影協力依頼書の提出をもって、市が個人情報を保有、利用することに同意したものとします。なお市は、前記の目的及びそれを達成するために必要な範囲以外で個人情報等を利用することは一切ありません。

☆ 参考資料

(1) 東京ロケーションボックス

東京都では、都内でのロケ撮影の円滑化を図るため、2001 年に「東京ロケーションボックス」を設置し、各種相談受付けや情報提供を行っています。

◆東京ロケーションボックス

〒162-0801 新宿区山吹町 346 番地 6　日新ビル 2 階

ＴＥＬ：03-5579-8464　ＦＡＸ：03-5579-8785

E-Mail：ml-tlb@tcvb.or.jp

URL：https://www.locationbox.metro.tokyo.lg.jp/

(2) 道路使用許可に関する法令

道路使用許可は所轄の福生警察署の交通課です。申請にあたっては許可申請書のほか、さまざまな資料が必要です。例えば、企画書・地図・撮影現場の配置図などを添付することが必要な場合があります。また、申請にあたっては手数料が必要です。

道路使用に関する道路交通法及び都規則等は下記のとおりです。詳細は所轄の福生警察署にご相談ください。

◆福生警察署

〒197-0012 福生市加美平 3-25　ＴＥＬ：042-551-0110

【道路交通法（以下「法」という）　第 77 条第 1 項第 4 号】

次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ該当各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない。

（第 1 号から第 3 号は省略）

4　前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものをしようとする者

【東京都道路交通規則　第 18 条第 4 号】

法第 77 条第 1 項第 4 号の規定により警察署長の許可を受けなければならない行為は、次に掲げるとおりとする。

（第 1 号から第 3 号及び第 5 号から第 9 号は省略）

4　道路において、ロケーション、撮影会その他これらに類する行為をすること。

【警視庁道路使用許可取扱要綱　第 5 条】

法第 77 条第 1 項第 4 号に基づく規則第 18 条による道路使用については、次によるものとする。

1　許可基準並びに取扱要領は、下記のとおりとする。

（アからウは省略）

エ　規則第 18 条に掲げるもの（ロケーション、撮影会等）

（ア）現場で使用する機械器具類は、交通の妨害とならない場所におくこと。

（イ）道路でサイン行為をしないこと。

（ウ）照明燈、投光器を使用する場合は、自動車運転者等を幻惑させないこと。

(3) 消防法に基づく許可申請

消防署では、撮影に関わる人々の安全はもとより、地域住民の安全も守るため、消防法に基づき様々な規制や指導を行っています。

特に、ロケ隊から問合せの多い「消防活動上支障ある行為等の届出書」については下記のとおりですので、撮影にあたっては所轄の福生消防署と十分相談し、適切な対策を講じてください。

◆福生消防署羽村出張所

〒205-0002 羽村市栄町 2-21-9　ＴＥＬ：042-554-0119

【消防活動上支障ある行為等の届出書】

屋外で火災と紛らわしい煙や火炎を発生させるようなロケ撮影の場合に必要な手続きです。これは、周辺住民から火事と間違えて緊急電話をされ、消防車が出動することを未然に防ぐための措置です。

また、夜間照明を使用する際に、届出を求められることもあります。

届出書が必要な場合には、先ず消防署に相談の上、申請書を入手し、添付書類などの指示を受けてください。添付書類としては一般的に、台本（抜粋のコピー）、地図、レイアウト図などです。実際の許可書については、現地確認検査後、当日発行されることが一般的です。

その他、撮影の内容によっては、提出を求められる届出があります。詳しくは、福生消防署へ確認してください。

発行：羽村市企画部秘書広報課
広報・シティプロモーション係
〒205-8601 羽村市緑ヶ丘 5-2-1
ＴＥＬ：042-555-1111 内線 336・337
ＦＡＸ：042-554-2921
E-Mail：s102020@city.hamura.tokyo.jp